

令和 3 年第 4 回小城市議会定例会提案理由  
(令和 3 年 11 月 29 日開会)

おはようございます。本日ここに、令和 3 年第 4 回小城市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御参集を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、これより本議会に提案いたしております議案のうち、先議をお願いしたい分から提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第 81 号 令和 3 年度小城市一般会計補正予算（第 11 号）は、既定の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ 3 億 9,037 万 2 千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 238 億 4,902 万 7 千円とするものでございます。

補正の内容でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯への支援として、18 歳以下のお子さんを対象とし、ひとりにつき 5 万円を支給するため「子育て世帯への臨時特別給付金支給事業」に要する費用を計上するものでございます。

財源につきましては、全額、国庫支出金を計上するものでございます。

次に、議案第 86 号 小城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例でございますが、市議会の議員、市長、副市長、教育長及び病院事業管理者の期末手当の支給割合の改正を行うため、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 87 号 小城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、一般職の職員の給与に関する法律が改正されることに伴い、期末手当の支給割合の改正を行うため、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 88 号 財産の取得についてでございますが、本議案は、(仮称) 小城フットボールセンター整備事業に必要な用地を取得するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、先議分の議案につきましては、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、引き続き、本議会に提案いたしております議案の提案理由を御説明申し上げます。

まず、専決処分の承認を求めることについてでございます。

議案第 68 号 令和 3 年度小城市一般会計補正予算（第 10 号）でございますが、既定の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ 84 万 5 千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 234 億 5,865 万 5 千円とするものでございます。

補正の内容でございますが、歳出につきましては、「災害見舞金支給事業」において、令和 3 年 8 月豪雨にて被災した世帯に対する災害見舞金の支給に要する費用を計上し、歳入につきましては、財源調整として基金繰入金を計上するものでございます。

本議案につきましては、議会を招集する時間的余裕がなかったため、やむを得ず地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 3 年 10 月 12 日付けで専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次に、議案第 69 号 小城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございますが、小城市監査委員条例の一部が改正されたこと及び小城市立認定こども園を設置したことに伴い、監査委員の報酬の改正及び認定こども園が委

嘱する内科医等の報酬を定めるため、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第70号 小城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございますが、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

改正の内容でございますが、保護者の利便性向上や保育所の業務負担軽減のため、原則として電磁的方法による対応を追加するものでございます。

次に、議案第71号 小城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございますが、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

改正の内容でございますが、保護者の利便性向上や事業者の業務負担軽減のため、原則として電磁的方法による対応を認めることとするものでございます。

次に、議案第72号 小城市国民健康保険条例の一部を改正する条例でございますが、健康保険法施行令の改正に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

改正の内容でございますが、産科医療補償制度の掛け金引き下げにより、出産育児一時金の支給額を改めるものでございます。

次に、議案第 73 号 小城市水道事業給水条例の一部を改正する条例でございますが、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合の工事費の予納を廃止するため、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 74 号 佐賀縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてでございますが、一部事務組合規約の変更は地方自治法第 286 条第 1 項及び第 290 条の規定により関係地方公共団体の議会の議決が必要となるものでございます。

内容でございますが、「多久小城医療組合」を佐賀縣市町総合事務組合に加入させ、議会の議員その他非常勤の地方公務員に係る公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務の共同処理に参加させるもの及び「神埼市・吉野ヶ里町葬祭組合」を退職手当の支給に関する事務の共同処理に参加させるものでございます。

次に、議案第 75 号 小城市監査委員の選任についてでございますが、監査委員の西<sup>にし</sup>正博<sup>まさひろ</sup>氏は令和 4 年 2 月 28 日をもって任期満了となりますので、後任の監査委

員として永松<sup>ながまつ</sup> 和久<sup>かずひさ</sup>氏を選任するため、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第76号 第2次小城市総合計画後期基本計画についてでございますが、前期基本計画の計画期間が令和3年度で終了することから、小城市総合計画策定条例第4条の規定により、令和4年度を初年度とする第2次小城市総合計画後期基本計画について、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第77号 小城市三日月保健福祉センターの指定管理者の指定についてでございますが、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間、シンコースポーツ九州株式会社を指定管理者として指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第78号 小城市牛津保健福祉センターの指定管理者の指定の期間の変更についてでございますが、現在の指定管理期間は、平成28年4月1日から令和4年3月31日までとなっているところを、令和5年3月31日まで1年間延長するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 79 号 工事請負契約の締結についてでございますが、この工事は、小城市学校給食センター（仮称）改築事業の建設工事で、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回提案しております工事は、老朽化及び学校給食衛生管理基準に適合していない現在の給食施設を集約化した新給食センターの建設工事でございます。

契約の方法は、公募型プロポーザル方式による随意契約で、契約の金額は、24 億 5,204 万 7 千 4 百円、契約の相手方は、中島・エグチ建設共同企業体 代表者 株式会社 中島工務店 代表取締役 中島信哉 でございます。

工期は、議会の議決日の翌日から令和 5 年 7 月 15 日までを予定しております。

次に、議案第 80 号 工事請負契約の締結についてでございますが、この工事は、令和 3 年度小城市芦刈文化体育館改修（建築主体）工事で、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回提案しております工事は、屋根及び外壁の劣化部の改修、並びに特定天井、アリーナ床、アリーナ照明の LED 化更新改修等を行うものでございます。

契約の方法は、条件付一般競争入札による契約で、契約の金額は、3億2,428万円、契約の相手方は、中島・服巻建設共同企業体 代表者 株式会社 中島工務店 代表取締役 中島信哉 でございます。

工期は、議会の議決の日から令和5年1月31日までを予定しております。

続きまして、予算関係議案について御説明申し上げます。

まず、議案第82号 令和3年度小城市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、既定の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ2億5,485万5千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ51億9,036万円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳出につきましては、保険給付費を増額するものでございます。

歳入では、保険給付費に係る県支出金を増額するものでございます。

次に、議案第83号 令和3年度小城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、既定の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ21万5千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,290万1千円とするものでございます。



補正の内容でございますが、歳出につきましては、過年度保険料に係る還付金を増額するものでございます。

歳入では、還付金に係る後期高齢者医療広域連合からの諸収入を増額するものでございます。

次に、議案第 84 号 令和 3 年度小城市病院事業会計補正予算（第 2 号）は、収益的収入の既定の予算に 3 億 6,542 万 2 千円を追加し、補正後の予算の総額を 17 億 7,711 万 7 千円とし、収益的支出の既定の予算に 2,113 万 2 千円を追加し、補正後の予算の総額を 13 億 7,826 万 6 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、収益的支出については、材料費を増額し、収益的収入については、入院及び外来患者の減少に伴い医業収益を減額し、佐賀県新型コロナウイルス感染症対応医療提供体制強化緊急補助金のうち、4 月から 9 月までに確定した補助額を増額するものでございます。

次に、議案第 85 号 令和 3 年度小城市下水道事業会計補正予算（第 3 号）は、収益的収入の既定の予算に 1 千円を増額し、補正後の予算の総額を 18 億 6,970 万円とし、収益的支出の既定の予算から 238 万 4 千円を減額し、補正後の予算の総額を 15 億 9,142 万 4 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、収益的支出の集団整

備事業の委託契約において、入札による落札減分を減額補正するものでございます。

次に、資本的収入の既定の予算に1億6,138万円を増額し、総額を15億5,866万1千円とし、資本的支出の既定の予算に1億6,251万9千円を増額し、総額を22億9,889万円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、企業債の一部借り換えを行うことに伴い、資本的収入及び資本的支出ともに増額するものでございます。

次に、議案第89号 令和3年度小城市一般会計補正予算（第12号）は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7億405万9千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ245億5,308万6千円とするものでございます。

第2表 継続費補正でございますが、「固定資産評価替業務委託事業」につきましては、額の確定により、総額と年割額を変更するものでございます。

第3表 繰越明許費でございますが、「農業用ため池維持管理事業」を追加するものでございます。

第4表 債務負担行為補正でございますが、「三日月保健福祉センター指定管理料」につきましては、令和4年度から新たに5年間の指定管理契約を結ぶため、また、「牛津保健福祉センター指定管理料」につきましては、既存の指定管理契約に令和4年度の1年間を契約延長

するために追加するものでございます。

第5表 地方債補正でございますが、「特定地域づくり事業推進補助事業」から「河川災害復旧事業」までの20事業を追加するものでございます。

これは、主に過疎地域持続的発展計画に係る事業の財源として過疎対策事業債を、また、令和3年8月豪雨の災害復旧事業の財源として災害復旧事業債を追加するものでございます。

また、「芦刈保健福祉センター管理運営事業」を廃止し、「庁舎防災機能強靱化事業」から「体育施設管理事業」までの6事業の限度額を変更するものでございます。

それでは、補正の主なものについて、まず歳出から御説明申し上げます。

第3款 民生費でございますが、「介護給付費・訓練等給付費支給事業」は、報酬改定に伴う単価の増額と新規利用者の増加により、予算が不足する見込みとなったため追加するものです。

第4款 衛生費でございますが、「新型コロナウイルスワクチン接種事業」は、3回目のワクチン接種の体制整備及び接種に係る費用を追加するものです。

第6款 農林水産業費でございますが、「園芸振興対

策事業」は、令和3年8月豪雨で被災した農業用施設や機械等の復旧又は撤去、それから、営農再開に必要な生産資材等の購入に対する補助金を計上するものです。

次に、「農業用ため池維持管理事業」は、防災重点農業用ため池について、ハザードマップを作成するための委託料と、ハザードマップ周知のための看板設置の費用を計上するものです。

第11款 災害復旧費でございますが「農地及び農業用施設災害復旧事業」、「林業施設災害復旧事業」、「道路橋りょう災害復旧事業」及び「河川災害復旧事業」は、令和3年8月豪雨で被災した施設の原形復旧に伴う工事請負費を計上するものです。

以上、歳出の主なものについて申し上げましたが、歳入につきましては、事務事業に伴う国庫支出金、県支出金、分担金及び負担金、繰入金、市債のほか、市税、地方特例交付金、財産収入などを計上し、基金繰入金により財源調整をするものでございます。

続きまして、報告関係につきまして御報告申し上げます。

まず、報告第14号 専決処分の報告についてでございますが、令和2年度分固定資産税の課税誤りに伴い、

相手方が行った弁護士相談費用に関する示談が成立し、小城市長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第3号の規定により、令和3年10月29日付けで専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第15号 専決処分の報告についてでございますが、令和3年4月15日、市が所有する収集車を駐車する際、相手方が設置したごみ収集所のブロック塀に接触し、損傷させたもので示談が成立し、小城市長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第3号の規定により、令和3年11月10日付けで専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、今定例会に提案をいたしております議案につきましては、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の御説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。